

ブロック塀撤去・改修補助金の注意点

○補助対象となる「**ブロック塀の撤去**」とは？

道路に面する塀を**全て撤去**、もしくは道路からの高さが**60cm以下になるよう撤去**を行うものをいいます。

○補助対象となる「**ブロック塀の改修**」とは？

上の条件で撤去したブロック塀の範囲にブロック塀の代わりに新設する**フェンスや生け垣(※既設・新設を問わずブロック塀を基礎とするものは対象になりません。)**をいいます。

また、ブロック塀を撤去後、新たにブロック塀を新設するものは補助の対象になりません。
(フェンスの下部に2～3段ブロックを使用する工事も、補助の対象になりません。)

※ 下図のように不特定の者が通行する道路①～③に囲まれている敷地のブロック塀の撤去をする場合は、**原則、道路①～③に面するブロック塀全てを撤去**しなければ補助の対象になりません。

※ 下図の道路③のように、幅4m未満の道路に面する場合は、元あった塀を撤去すると同じ位置にフェンス等を建てられない(**セットバックを行わなければいけない**)可能性があります。

詳しくは、日吉津村役場総務課 TEL 0859-27-5950 FAX 0859-27-0903 へお問い合わせください。

《参考図》

